

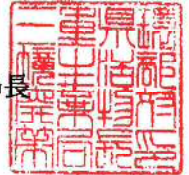
環 生 第 1 8 - 2 8 6 号

平 成 2 6 年 3 月 4 日

一般社団法人三重県産業廃棄物協会

会長 木村 亮一 様

三重県環境生活部廃棄物対策局長



解体工事に伴い発生する廃棄物の適正処理について

平素は、本県の廃棄物行政にご理解、ご協力いただき御礼申し上げます。

さて、去る平成25年12月、尾鷲市内の中学校改築工事現場において、新校舎完成後に解体された旧校舎跡地から、本来撤去されているはずの基礎部分が発見されました。その後、事業を受注した特定建設工事共同企業体（JV）に対して発注者である尾鷲市が追加調査を指示し、JVによる調査が行われた結果、さらに木材や浄化槽が発見される事態に発展しました。

このことは、産業廃棄物の適正処理の観点から極めて不適切であり、適正処理を推進している産業廃棄物処理業界全体の信用を失墜させかねないものです。

つきましては、建築物の解体現場等における廃棄物処理法等法令遵守に関し、貴協会の構成員に対し、注意喚起いただきますようお願いいたします。

事務担当：

三重県環境生活部廃棄物対策局

廃棄物・リサイクル課 竹隈

TEL:059-224-2475

FAX:059-222-8136